

■ 所定疾患療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、下記の疾病を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなりました。

- ・所定疾患施設療養費(Ⅰ)239位/日
- ・所定疾患施設療養費(Ⅱ)480単位/日

注1所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)は、いずれか一方のみ算定可能。

注2同一の入所者に対して1月に1回、連続する7日(Ⅰ)もしくは10日(Ⅱ)を限度とする

注3所定疾患施設療養費は、緊急時施設療養費を算定した日は算定不可単位等

- ・肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎のいずれかに該当する入所者に対する治療管理であること

< 所定疾患施設療養費(Ⅰ) >

- ・診断・診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること
- ・所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること

< 所定疾患施設療養費(Ⅱ) >

- ・診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること
- ・所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること
- ・当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること

厚生労働省大臣が定める基準に基づき所定疾患療養費の算定状況を公開致します。

令和6年度 所定疾患施設療養費に係る前年度における投薬、検査、注射、処置等の実施状況

●所定疾患施設療養費(Ⅱ)

区分	治療内容
肺炎	
尿路感染症	検査 尿一般・尿沈渣 投薬 レボフロキサシン・セフトレインピボキシル・ホスミシン・ミノサイクリン
带状疱疹	
蜂窩織炎	
慢性心不全の増悪	

区分	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎		慢性心不全の増悪	
	人数	日	人数	日	人数	日	人数	日	人数	日
令和6年4月	0	0	2	12	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	2	14	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0
令和7年1月	0	0	6	33	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	4	24	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	5	31	0	0	0	0	0	0